

建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書
(電子申請方式に係る掛金納付状況)

共済契約者番号 51-99999
共済契約者住所 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル
共済契約者名称・氏名 一次下請建設株式会社
決算期間 2025年01月01日 ~ 2025年12月31日

中小企業退職金共済法第四十四条第5項及び中小企業退職金共済法施行規則第八十六条の二及び第八十六条の三に規定する建設業退職金共済事業の掛金の納付の原資となる金銭の納付及び収納状況について下記のとおり証する。

(単位：円)

①前期末残高	②当期「掛金の納付の原資となる金銭」納付額	③掛金納付の免除に伴う還付額	④当期「被共済者に対する充当額」(自社分)	⑤当期「被共済者に対する充当額」(下請分) ※1
¥0-	¥0-	¥0-	¥0-	¥0-

⑥その他調整額(当期分) ※2	⑦その他調整額(過年度分) ※2	⑧共済証紙からの交換額 ※3	差し引き当期末残高 ①+②+③-④-⑤+⑥+⑦+⑧
¥0-	¥0-	¥0-	¥0-

<参考>当期「元請から掛金充当された額」 ※4
¥6,400-

当期損金または必要経費計上額 ④+⑤-⑥-⑦
¥0-

※1 当期「被共済者に対する充当額」(下請分)とは、中小企業退職金共済法第四十七条、中小企業退職金共済法施行規則第九十八条および同九十九条の規定により下請からの事務の委託を受け納付した掛金である。

※2 その他の調整額は、誤って納付された掛金の機構からの返還金である。

※3 共済証紙からの交換額は、中小企業退職金共済法施行規則第八十九条第4項の規定により共済契約者が保有する共済証紙を電子申請方式の「掛金の原資となる金銭」へ交換することを機構に申し出、当期内に手続きが完了した額である。
共済証紙受払簿には購入欄にマイナスの数字を記入するとともに備考欄に「ポイントへ交換」と記載してください。

※4 <参考>当期「元請から掛金充当された額」とは、中小企業退職金共済法第四十七条に基づく中小企業退職金共済法施行規則第九十八条および同九十九条の規定により元請に事務を委託し被共済者に対する掛金が充当された額であり、元請から当該共済契約者への金銭の移動が生じないため、当該共済契約者の経費として計上しない。

上記に相違ないことを証する。

2026年01月10日 独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書内訳
 (電子申請方式に係る掛金納付状況)

事由等

①前期末残高(企業全体)	⑤当期「被共済者に対する充当額」(下請分)
②当期「掛金の納付の原資となる金銭」納付額	⑥その他調整額(当期分)
③掛金納付の免除に伴う還付額	⑦その他調整額(過年度分)
④当期「被共済者に対する充当額」(自社分)	⑧共済証紙からの交換額

集計期間 2025年01月01日 ~ 2025年12月31日

日付	勘定	工事コード	工事勘定	①前期末残高	退職金ポイント増	退職金ポイント減	事由	当期末残高	<参考>当期「元請から掛金充当された額」
2024年12月31日				¥0-			①	¥0-	
2025年11月11日									¥6,400-
計				¥0-	¥0-	¥0-		¥0-	¥6,400-